

〔和漢船用集五〕舟名數江湖川船三十石船。積石數を呼で名とす、早舟三十石と云、古舟新船の品あり、新舟を伏見舟と云、攝州浪花より城州伏見にいたるに此舟を用、其流十里、淀川を往來す、朝に大坂に乗て、夕べに伏見に著、是を晝舟と云、夕べに乗て朝にいたる、是を夜船と云、伏見よりくだるも又玄かり、荷物および多く、旅客を裝乘て乗合舟とす、漢に云、夜航船也。

以帆爲名

〔伯耆之卷〕同元弘三年三月十五日の夜、長年和名を間近く被召勅定有けるは、中被召御代者、於汝所

望者、可依請、今度遁凶徒之難事、海上之故也、今亦御在所船上山也、丸醜後は船汝者、水有三心相應之謂、旁以舟爲吉事、更自今改汝紋、水に船を可仕とて、御手自忠顯に教て、帆懸船を書せ、被下けり、

〔太閤記十六〕土佐國寄船之事

増田略中元親館に歸て、此黒船の一艘分、八段帆の小船、いかほどに積、大坂へ參るべきぞ、勘辨して先船を寄給候へと、元親へ申ければ、略下

〔武道傳來記三〕大蛇も世にある人が見た例

豫州宇和島といふ所に、手繰の網をおろさせ、女まじりに今や引くらむ五端帆の舟、貳艘を出島の宿の椽の前まで釣揚させ、

〔和漢船用集四〕舟名數海船三枚帆。帆を以て名とする者、至て小船なる者也、其大船に及ては、三十

端餘に至る、枚は端と同じ、何端幾幅といへり、船法の卷に曰、十端より二十端までは、あたけと云也、又くはいてうせんとなづけていふ事口傳多し、玄らざる者は、ふときもほそきも、みなく船

といふことひが事也、九端より五端帆迄は、船と云事尤也、其餘は、何船か船といみやうあるべしといへり、案に、是自分の記録と見へたり、證とするにたらずといへども、つゝのであるを以て、

略中本邦は、大船といへども、本帆、彌帆の二桅にすぎず、小船なれども、攝州尼崎の獵船に三桅を用る者あり、其外一桅のみにして、帆桅の數はなきゆへ、其布數を呼て名とする者也、